

住まいの耐震化を応援します

地震が多い日本にとって、家の耐震化は命を守るために欠かせません。また、沿道の家屋、ブロック塀などが倒壊すると、避難路を塞いでしまい危険です。今後予想される大地震で命を守るためには、家の現状を知り、場合によっては耐震改修等を行うことが有効です。

●令和3年度事業の受付を開始します

木造住宅の耐震診断や耐震設計、改修工事をする方の支援を行っています。希望する方は総務課へ電話でお申込みください。

受付期間 9月1日(水)～17日(金)

※実施予定戸数を超えた場合は、抽選により助成対象者を決定します。

●住宅の耐震化に関する事業

(1) 耐震診断技術者の派遣（伯耆町木造住宅等耐震診断促進事業）

耐震診断を希望する木造住宅の所有者に、耐震診断技術者（民間建築士）を無料で派遣します。

＜耐震診断とは＞

旧耐震基準で設計された既存の建物を、現行の耐震基準に基づき診断し、耐震性の有無を確認することです。

事業内容 耐震診断技術者を派遣

費用 無料

実施予定戸数 2戸

対象建物 ●木造の一戸建て住宅（現に居住していること）

（次の条件を全て満たすもの） ●平成12年5月31日以前に建築されたもの

●住宅の構法が在来軸組工法又は枠組壁構法であるもの

※助成決定後に対象建築物の設計図書の有無などを確認します。

※非木造部分があると助成の対象にならない場合があります。

(2) 総合支援メニュー（耐震設計+耐震改修）

①耐震改修設計への助成（伯耆町震災に強いまちづくり促進事業補助金）

耐震改修設計を実施する一戸建て木造住宅の所有者に、費用の一部を助成します。

補助内容 設計費用の1/2以内（上限額12万円）

実施予定戸数 要相談

対象建物 ●木造の一戸建て住宅




（次の条件を全て満たすもの） ●平成12年5月31日以前に建築されたもの

●耐震診断により、地震に対して倒壊する危険があると評価されていること
（県から地震に対して安全な構造とすべき旨の勧告を受けていること）

②耐震改修への助成（伯耆町震災に強いまちづくり促進事業補助金）

耐震改修工事を実施する一戸建て木造住宅の所有者に、費用の一部を助成します。

補助対象

各階のlw値が 1.0以上となる 工事		各階のlw値が 0.7以上となる 段階的な工事		1階のlw値が 1.0以上となる 段階的な工事	
---------------------------	---	-------------------------------	---	-------------------------------	---

※lwとは、耐震診断の結果得られる住宅の耐震安全性能を表す指標です。(lw値が1.0以上で倒壊の恐れが低いとされています。)

- 補助内容** 補助対象事業費の4/5（上限額100万円）
- 実施予定戸数** 要相談
- 対象建物** ●木造の一戸建て住宅
- （次の条件を全て満たすもの）
- 平成12年5月31日以前に建築されたもの
 - 耐震診断により、地震に対して倒壊する危険性があると評価されていること（県から地震に対して安全な構造とするべき旨の勧告を受けていること）
 - 総合支援メニューを利用して、耐震設計が行われていること

●危険ブロック塀震災対策に関する事業

①ブロック塀等の撤去への助成（伯耆町震災に強いまちづくり促進事業補助金）

危険なブロック塀等の撤去費用の一部を助成します。

- 補助対象**
- ・不特定の者が通行する道路に面しており、危険と判断されるもの（コンクリートブロック塀の点検表等により危険と判定されたもの）
 - ・高さが0.6mを超えるコンクリートブロック塀、レンガや石造りの塀 など

実施予定戸数 2件

- 補助内容** 次のうちどちらか低い額（上限額15万円）
- ・全体の撤去費用の2/3
 - ・撤去する塀の長さ（m）×18,000円の2/3

②軽量なフェンス・生垣への改修に対する助成（伯耆町震災に強いまちづくり促進事業補助金）

危険なブロック塀等を軽量なフェンス・生垣へ改修する工事費用の一部を助成します。

- 補助対象** 本補助金を活用して撤去するブロック塀の範囲に新設する軽量なフェンス・生垣（建築基準法の基準を満たすもの）
- ※ブロック塀等の撤去と併せて助成を受けることができます。

実施予定戸数 2件

- 補助内容** 次のうちどちらか低い額（上限額10万円）
- ・改修費用の1/3
 - ・改修して設置するフェンス・生垣の長さ（m）×25,000円の1/3

●その他の震災対策に関する事業

①屋根瓦耐震・耐風対策

- 補助対象**
- ・平成12年6月1日以降に建築された一戸建て住宅
 - ・平成12年5月31日以前に建築されたもののうち耐震性のある住宅
 - ・土葺き瓦屋根の住宅
 - ・耐震改修工事を併せて行う住宅

実施予定戸数 要相談

補助内容 補助対象事業費の1/3

②耐震シェルター設置

- 補助対象** ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅で、耐震診断の結果倒壊の危険があると判断された住宅

実施予定戸数 要相談

補助内容 補助対象事業費の23%